

障第499号
令和元年7月12日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&Aの送付について

健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&Aについては、令和元年5月10日障第217号「健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&Aの送付について」にてお知らせしたところですが、当該Q&Aが改正され、厚生労働省健康局健康課から別添のとおり示されましたのでお知らせします。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	田邊
電話	058-272-1111 内2615		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		